

### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市マニュアル等に定めることとする。

## 1. 未発生期

<b>未発生期</b>
<b>○状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<b>○目的</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<b>○対策の考え方</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ol>

**(1) 実施体制****[市行動計画等の作成]**

- ・ 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び市マニュアルを作成し、必要に応じ見直していく。また、見直しに当たっては、県行動計画との整合性を図り、必要に応じて助言を求める。

**[体制の整備と県等との連携強化]**

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた市業務継続計画の策定等を進める。
- ・ 県や近隣市町等との連携を図るため、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。

**(2) 情報提供・共有****[継続的な情報提供]**

- ・ 継続的な情報提供のため、国、県等から提供される最新の情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、関係機関に問い合わせを行う。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・県は、健康福祉センター（保健所）や医療機関の職員等を対象に研修会等を開催し、最新の情報提供に努める。

#### [体制整備]

- ・コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
  - ①国、県、健康福祉センター（保健所）、近隣市町、その他関係機関との情報共有体制を整備し、必要に応じ、訓練を実施する。
  - ②新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、市ホームページ、広報とうがね、区長回覧等複数の媒体を用いることとする。
  - ③一元的な情報提供を行うために、関係各部署が国や県などから入手した情報を集約する部署を決定するなど、分かりやすく継続的に情報を提供する体制を構築し、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することとする。
  - ④情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、市民の混乱を防ぐため、更なる情報提供に活かすこととする。
  - ⑤関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
  - ⑥新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるための「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。

### (3) まん延防止に関する措置

#### [対策実施のための準備]

(個人レベルでの対策の普及)

- ・市民に対し、手洗い、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑われる場合は、市役所や健康福祉センター（保健所）に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。
- ・緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について理解促進を図る。

(地域対策・職場対策の周知)

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(衛生資器材等の供給状況の把握)

- ・ 県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握する体制を整える。

(水際対策への協力)

- ・ 国が実施する検疫の強化について、関係団体等と連携する。

- ・ 県は以下のとおり実施する。

- ①国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力する。
- ②検疫所等との十分な連携が必要なことから、「成田国際空港保健衛生協議会」等を通じて検疫所や関係機関との情報の共有や連携の確認を行う。

#### (4) 予防接種

##### [予防接種]

(ワクチンの供給体制)

- ・ 県は、国の要請により、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

(特定接種対象者の登録の協力)

- ・ 県は、国の要請に基づき、市町村と協力し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、登録事業者の具体的地位や義務等を周知する。

##### [接種体制の構築]

(特定接種)

- ・ 特定接種の対象となる市職員に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(住民接種)

- ・ 国及び県の協力を得ながら、市の区域内に居住する者（在留外国人を含む）に対し、集団接種を基本に速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。また、市内に勤務し居住地での住民接種を受けられない者や、市内の医療機関の入院者の扱いについても検討する。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定等を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能とするよう努める。そのため、県は

技術的支援を行う。

- ・速やかに接種することができるよう、山武郡市医師会、事業者、学校関係者と協力し、国から示される具体的なモデルを活用し、接種に携わる医療従事者の体制や、器具の確保、接種人数の試算、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・集団での接種が困難な者について、個別、訪問等での接種についても検討する。

#### [情報提供]

- ・国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について県等と連携して情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

### (5) 医療

#### [地域医療体制の整備]

- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①医療体制の確保について国の示す具体的なマニュアル等により、県医師会等の関係機関と調整する。また、健康福祉センター（保健所）は、地域における医療提供体制の整備を行う。
  - ②二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。
  - ③帰国者・接触者相談センターの設置を準備する。また、帰国者・接触者外来の設置や入院患者の受入準備を県医師会、感染症指定医療機関等に依頼する。一般の医療機関に対しても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

#### [県内感染期に備えた医療の確保]

- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①全ての医療機関に対して、国の示すマニュアル等を参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。
  - ②指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構、国立大学付属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）が入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。
  - ③入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

- ④入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の收容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

#### [手引き等の策定、研修等]

・県は以下のとおり実施する。

- ①健康福祉センター（保健所）及び医療機関、その他関係機関と協力し、新型インフルエンザ等患者の県内発生を想定した研修や訓練を行う。
- ②国が新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策や患者の移送等に関する手引き等を策定した場合は、医療機関に周知する。

#### [医療資器材の整備]

・県は以下のとおり実施する。

- ①必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ②国からの要請に応じ、医療機関等において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上で、必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努める。

#### [検査体制の整備]

・県は、県衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査等を実施する体制を整備するとともに、必要に応じ、国から技術的支援を受ける。

#### [抗インフルエンザウイルス薬の備蓄]

・県は、国が示す基準に基づき、県が備蓄すべき抗インフルエンザウイルス薬の種類と量を決定し、備蓄を行う。

#### [抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備]

・県は、県内の医薬品卸売販売業者等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量を把握する。また、必要に応じて、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。

### (6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

#### [業務計画等の策定]

・県は以下のとおり実施する。

- ①指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、業務の継続や縮小についての計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。
- ②指定地方公共機関及び登録事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針が国から示された場合は周知する。

#### [物資供給の要請等]

- ・製造販売事業者との供給協定の締結などをはじめ、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行う。
- ・県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。

#### [新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援]

- ・要援護者（高齢者、障がい者等）を把握するとともに、県から要援護者の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について要請を受けた場合の具体的手続きを決定する。
- ・要援護者の状況に応じ、必要な支援内容と、協力者（関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者）への依頼内容を検討し、速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

#### [火葬能力等の把握]

- ・地域の火葬能力を把握し、火葬能力を超える死者数を試算し、一時的に遺体を安置できる施設を把握する。
- ・県を主体とし、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

#### [物資及び資材の備蓄等]

- ・県、市及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。



## 2. 海外発生期

海外発生期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内、及び県内で発生した場合には、患者を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、市民に準備を促す。</li> <li>5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

## (1) 実施体制

## [体制強化等]

- ・国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。
- ・未発生期同様、国内での発生に備え、準備を行う。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①必要に応じて医療機関等の出席を求め、「県対策連絡会議・専門部会」を開催して情報の共有を図るとともに、必要な協力依頼を行う。
  - ②国が特措法第15条に基づき政府対策本部を設置した場合には、特措法第22条に基づき、直ちに県対策本部を設置する。
  - ③国が決定した基本的対処方針等を考慮し、必要な体制を強化するため県対策本部会議を開催する。
  - ④各指定地方公共機関、登録事業者、その他事業者等に対し、県内での発生に備えて、職場における感染防止や事業体制の維持に向けて、情報収集や事業継続計画の運用



の準備を要請する。

## (2) 情報提供・共有

### [情報提供]

- ・引き続き、最新の情報の収集に努める。
- ・市民に対して、国が示した海外の発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、外国人や視聴覚障がい者等にも考慮し、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であること、人混みを避けることを市民に周知する。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①必要に応じて、新型インフルエンザ等における対応状況等について、報道機関等に情報提供する。
  - ②広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる部局庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。

### [相談窓口の設置]

- ・国及び県からの要請により市民からの一般的な問い合わせ（疾患のみならず、生活相談等も含む）に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
- ・必要に応じ、帰国者・接触者相談窓口など、県などが設置する、より専門的な窓口を紹介するとともに、市ホームページなどでも情報を提供する。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①本庁や健康福祉センター（保健所）に新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、県民からの一般的な問い合わせに対応する。
  - ②県の相談窓口や市町村等の相談窓口に寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、県民等がどのような情報を必要としているか把握する。

### [情報共有]

- ・国が設置した地方公共団体等との問い合わせ窓口を利用するなどして、国や関係機関等と情報共有を行う。

## (3) まん延防止に関する措置

### [県内でのまん延防止対策の準備]

- ・引き続き、未発生期の対策を行う。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
  - ②県内への感染拡大を防止するためには、検疫所等との十分な連携が必要であり、成田空港検疫所や東京検疫所千葉検疫所支所との情報の共有や連携の再確認を行う。また、日本に向かう航空機・船舶から、新型インフルエンザ等様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留・健康監視等についても、確認する。
  - ③検疫所において、新型インフルエンザ等患者が確定され、検疫法に基づく通知を受けたときは、感染症法に基づき、県内に居住する入国者に対する積極的疫学調査を実施する。
  - ④検疫体制の強化に伴い、国からの要請があった場合には、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。

#### [在外邦人への周知]

- ・県は、国から依頼があった場合には、県内の各学校等に対し、新型インフルエンザ等の発生国に滞在・留学している邦人に感染対策や感染が疑われた場合の対応等について周知徹底するよう要請する。

### (4) 予防接種

#### [ワクチンの供給]

- ・県は、ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

#### [接種体制]

##### (特定接種)

- ・国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。また、国が行う事業者への接種について、情報提供を含め協力する。

##### (住民接種)

- ・国と連携して接種体制の準備を行う。
- ・国の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、市マニュアルにおいて定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

**[情報提供]**

- ・ 県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

**[モニタリング]**

- ・ 県は、国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。

**(5) 医療**

**[新型インフルエンザ等の症例定義]**

- ・ 県は、国から示された新型インフルエンザ等に関する症例定義等について、医療機関などの関係機関に周知する。

**[医療体制の整備]**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診療を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
  - ②帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療にあたるよう体制を整備する。
  - ③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡するよう要請する。
  - ④新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所へ送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所において確認を行う。
  - ⑤検査結果等から、新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、管轄の健康福祉センター（保健所）が入院勧告を行う。

**[帰国者・接触者相談センターの設置]**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ①帰国者・接触者相談センターを新型インフルエンザ等相談窓口内に設置する。
  - ②国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従って、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

**[医療機関等への情報提供]**

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事

者に迅速に提供する。

**[検査体制の整備]**

- ・ 県は、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を実施するための検査体制を確立する。

**[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等]**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ① 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
  - ② 国から指示があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
  - ③ 引き続き、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行い、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

**(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保**

**[事業者の対応]**

- ・ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。
- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ① 登録事業者及びその他の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するよう要請する。
  - ② 指定地方公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、国が示した場合、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。

**[遺体の火葬・安置]**

- ・ 県からの要請により、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期
<p><b>○状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生早期（県内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。</li> <li>・県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> </ul>
<p><b>○目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p><b>○対策の考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が緊急事態宣言を行った場合は、市内、及び県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。</li> <li>5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

#### (1) 実施体制

##### [対策の決定]

##### ○国内発生早期（県内未発生期）

- ・未発生期、海外発生期同様、必要な準備を実施する。また、緊急事態宣言前であっても、任意に市対策本部を設置することは可能なことから、市対策連絡会議や市対策本部設置について検討する。
- ・県は以下のとおり実施する。

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ①国から国内で最初の患者が発生した旨の連絡を受けた場合には、直ちに、県対策本部会議を開催し、対策の基本的方針を決定する。（必要に応じて、県対策本部会議の前に県対策連絡会議を開催し、情報の共有等を図る。）
- ②国から情報提供される新型インフルエンザ等患者の発生状況を関係機関に周知する。

○県内発生早期（最初の国内発生が千葉県（東金市以外）の場合を含む。）

- ・未発生期、海外発生期同様、必要な準備を実施する。また、緊急事態宣言前であっても、任意に市対策本部を設置することは可能なことから、市対策連絡会議や市対策本部設置について検討する。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①県内で初めて患者が発生した場合には、直ちに、県対策本部会議を開催し、感染拡大をできるだけ抑制するための施策など、当面実施すべき具体的な対策を決定する。（必要に応じて、県対策本部会議の前に県対策連絡会議を開催し、情報の共有等を図る。）
  - ②国の現地对策本部が設置された場合は、現地对策本部との連携を緊密にする。
  - ③必要に応じて、医療機関等の出席を求め、県対策連絡会議・専門部会を開催し、情報の共有を図るとともに、必要な協力要請を行う。
  - ④必要に応じて国に対し、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。
  - ⑤県の新型インフルエンザ患者の発生状況を国に報告するとともに、報道発表する。

○県内発生早期（最初の国内発生が千葉県（東金市）の場合を含む）

- ・緊急事態宣言前であっても、任意に市対策本部を設置することは可能なことから、市対策連絡会議や市対策本部設置について検討する。
- ・必要に応じ、県内感染期と同様の対応を行う。
- ・県は、県内発生早期（最初の国内発生が千葉県（東金市以外）の場合を含む。）と同様の対応をする。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ・速やかに市対策本部を設置する。

## (2) 情報提供・共有

### [情報提供]

- ・引き続き、最新の情報の収集に努める。



### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・ 新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの个人防护を行うことが必要であることを市民に周知する。
- ・ 国や県などから発表される情報の収集に努めるとともに、地域内の公共交通機関の運行状況などについても可能な限り収集し、市民や関係団体に提供する。
- ・ 記者発表などが必要な場合の対応について、マスコミ関係者とあらかじめ検討しておく。特に、個人情報公表範囲については、プライバシーの保護と、感染拡大の可能性を考慮し、検討する必要がある。
- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ① 国等からの情報等をもとに、国内・県内での発生状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながら分かりやすく詳細に情報提供し、県民への注意喚起を行うとともに、県ホームページ等により、国のQ & A等を関係機関や県民に周知する。
  - ② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に県民に提供する。

#### [情報共有]

- ・ 県は、インターネット等を活用し、国や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

#### [相談窓口の充実・強化]

- ・ 県からの要請により、相談窓口の設置、拡充をする。
- ・ 相談窓口について、国から提供されるQ & A改定版などを受け、体制の充実・強化を行う。
- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ① 引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口（本庁及び健康福祉センター（保健所）に設置。）で県民からの相談に対応する。
  - ② 県民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

### (3) まん延防止に関する措置

#### [県内でのまん延防止対策]

##### ○国内発生早期（県内未発生期）

- ・ 県及び市は、県内発生に備え、引き続き、海外発生期の対策を行う。

##### ○県内発生早期（最初の国内発生が千葉県の場合を含む。）

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ① 県内で患者が発生した場合は、国へ報告するとともに、感染症法に基づき、新型



### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

インフルエンザ等の患者への対応（入院措置、治療、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等を行うことで、まん延防止対策を図る。

②業界団体等を経由し又は直接、県民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を呼びかけるよう要請する。

③病院、高齢者や障がい者の施設等、重症化の要因となる基礎疾患を有する者が集まる施設や、治療や感染の拡大防止に困難を伴う者が入所する施設、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

#### [検疫所との連携]

- ・ 県は、海外発生期同様に、検疫所と連携し、水際対策に協力する。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・ 県は以下のとおり実施する。

①基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、千葉県

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ②新型インフルエンザ等が、県内において、世界で初めて確認された場合、地域における重点的な感染拡大防止策の実施の可否についての国の検討を基に、国と連携して、措置を行う。

#### (4) 予防接種

##### (住民接種)

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、山武郡市医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を国や県に提供する。
- ・接種の実施にあたり、国、県と連携して、健康福祉センター（保健所）・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・発熱が見られる場合は、予防接種をできないことと、会場にも赴かないように周知するとともに、市民からの相談等に応じ、接種会場での感染対策も図る。
- ・医学的ハイリスク者については、通院中の医療機関から発行される「優先接種対象証明書」を持参することにより集団接種会場でも接種可能な制度となっているが、接種のリスクを考慮し、通院中の医療機関での接種も検討する。ただし、当初はワクチンが10ml等の大きな単位でのバイアルで提供される可能性が高いことから、医療機関での接種についても、100人以上単位での接種が必要となると思われる。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行う。
- ・あらかじめ市内の医療機関に対し、予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布する。
- ・緊急事態宣言前の住民接種は、個人の意思に基づく接種であることを含め、必要な情報を提供したうえで、接種を勧奨する。
- ・県及び市は、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。

##### [モニタリング]

- ・県は、国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。

##### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

- 国が緊急事態宣言を行った場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・国が基本的対処方針の変更を行ったのち、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する市民に対する臨時の予防接種を実施する。
- ・市民が混乱することが予想されることから、具体的な接種スケジュールや場所などの十分な情報提供を行うとともに、相談窓口についても周知する。

## (5) 医療

### [医療体制の整備]

- ・県は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）における相談体制を、海外発生期に引き続き継続し、国の要請により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

### [患者への対応等]

- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
  - ②感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症例定義により患者（疑似症患者を含む。）と診断した場合は、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡するよう周知する。
  - ③国と連携し、必要と判断した場合には、県衛生研究所で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
  - ④国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

### [医療機関等への情報提供]

- ・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

### [抗インフルエンザウイルス薬]

- ・県は以下のとおり実施する。

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ① 県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ② 引き続き、医薬品卸売販売業者等に抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、県内の在庫量の把握を行う。

#### [医療機関・薬局における警戒活動]

- ・ 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○ 国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・ 県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

#### [事業者の対応]

- ・ 県は、国から要請があった場合、県内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

#### [県民・事業者への呼びかけ]

- ・ 県は、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

#### [要援護者対策]

- ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、事前に作成した市マニュアルに基づき、確保、配分・配布等を行うとともに、患者や医療機関等から要請があった場合は、国及び県と連携し、その他必要な支援を行う。

#### [遺体の火葬・安置]

- ・ 県と連携し、確保した手袋、マスクなどを遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るように調整する。なお、非透過性納体袋は、県が病院又は遺体搬送作業に従事するものに必要な数量配布する。

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・円滑に火葬が実施されるように調整するとともに、火葬能力に応じ、臨時遺体安置所での遺体の保存を適切に行う。
- ・臨時遺体安置所の収容能力を超えることが明らかとなった場合は、県等の協力を要請するとともに、他の市町村や近隣都道府県での広域的な火葬体制を確保するを検討する。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

##### ①事業者の対応等

県は、指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

##### ①-2電気及びガス並びに水の安定供給

県は、電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### ①-3運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、災害対策用設備の運用等、緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

##### ②サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべ

### 3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

きことを呼びかける。

#### ③ 緊急物資の運送等

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ・ 緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
  - ・ 緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
  - ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

#### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県及び市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### ⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・ 県は、国の指導・調整により、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 4. 県内感染期

県内感染期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</li> </ul>
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療提供体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。</li> <li>4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

**(1) 実施体制**

- ・任意による市対策連絡会議や市対策本部の設置について検討する。
- ・県対策本部は、県内の患者発生状況を迅速に把握し、県内が感染期に入ったと判断したときは、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

- 国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。



①市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

②他の地方公共団体による代行、 応援等

県及び他市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を行う。また、市において緊急事態措置を行えない状況となった場合は、他市町村へ応援を求める。

**(2) 情報提供・共有**

**[情報提供]**

- ・引き続き、最新の情報の収集に努める。
- ・国、県等と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。
- ・山武郡市医師会などと連携し、新型インフルエンザ等患者の診療時間を確認し、市民に周知する。

**[情報共有]**

- ・県は、インターネット等を活用し、国や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

**[相談窓口の継続]**

- ・県からの要請により、引き続き、相談窓口の設置、拡充する。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口（本庁及び健康福祉センター（保健所）に設置。）で県民からの相談に対応する。
  - ②県民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

**(3) まん延防止に関する措置**

**[県内でのまん延防止対策]**

・引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するように促す。

・県は以下のとおり実施する。

①事業団体等を経由し、または直接市民や事業者等に対して次の要請を行う。また、県内感染期のうち、流行が小規模な地域においては、一定期間、地域全体で積極的な感染対策をとるよう要請する。

ア. 市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

イ. 事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。

ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

エ. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけを行うよう要請する。

②病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。

③県内感染期と判断した場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の判断に従い対応を決定する。

④県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

・県は以下のとおり実施する。

・緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

・県民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフ

ルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。また、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (4) 予防接種

##### [予防接種]

- ・ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、当該関係機関と連携して接種体制等を調整する。
  - ②ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、市町村が行う接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

##### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行った場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・国内発生早期に引き続き対策を実施する。
- ・県は、国と連携して、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンの流通等を確保し、速やかに供給するとともに、市は、特措法46条に基づく住民接種を進める。

#### (5) 医療

##### [患者への対応等]

- ・国から県内感染期において要請があった場合は以下の対応を行う。
- ・県は以下のとおり実施する。
  - ①国と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。
  - ②国と連携し、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
  - ③国と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
  - ④国と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう国、県医師会、医療機関等と調整する。

**[医療機関等への情報提供]**

- ・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

**[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用]**

- ・県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて国備蓄分の配分要請を行う。

**[在宅で療養する患者への支援]**

- ・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**[医療機関・薬局における警戒活動]**

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

- 国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ②県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等を行う。そのほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、診療体制や、感染防止及び衛生面の状況を考慮した上で、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。その際、必要に応じ、市町村に協力を求める。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じ、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### (6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

##### [事業者の対応]

- ・県は、国の要請を受け、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

##### [県民・事業者への呼びかけ]

- ・県は、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

##### [要援護者対策]

- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、事前に作成した計画に基づき、確保、配分・配布等を行うとともに、患者や医療機関等から要請があった場合は、国及び県と連携し、その他必要な支援を行う。

##### [遺体の火葬・安置]

- ・県と連携し、確保した手袋、マスクなどを遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るように調整する。なお、非透過性納体袋は、県が病院又は遺体搬送作業に従事するものに必要な数量配布する。
- ・円滑に火葬が実施されるように調整するとともに、火葬能力に応じ、臨時遺体安置所での遺体の保存を適切に行う。
- ・臨時遺体安置所の収容能力を超えることが明らかとなった場合は、県等の協力を要請するとともに、他の市町村や近隣都道府県での広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

①業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が行う、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

①-3運送・通信の確保

県内発生早期の記載を参照

②サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

④物資の売渡しの要請等

- ・県は以下のとおり実施する。
  - ・対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
  - ・特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤生活関連物資等の価格の安定等

- ・県及び市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとと

もに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・県及び市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

⑥新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

- ・国、県と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑦犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

⑧要援護者対策

- ・引き続き、必要な要援護者対策を実施する。

⑨埋葬・火葬の特例等

- ・県を主体とし、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、県からの要請により、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・県は、緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めたことを周知する。市は周知に従い、必要に応じて市外の埋葬又は火葬の許可を行う。
- ・県は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国の定めるところにより、埋葬又は火葬を行う。
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・市は、埋葬または火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている埋葬・火葬の事務の一部を行う。

⑩新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・県は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に周知する。



⑪緊急事態に関する融資

- ・ 県は、事業者向けの融資について、緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合には、相談窓口を設置するとともに、県等の制度融資やその他の活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

⑫金銭債務の支払猶予等

- ・ 県は、緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等の金銭債務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討する。

⑬通貨及び金融の安定

- ・ 県は、緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。

## 5. 小康期

<b>小康期</b>
<b>○状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況。</li> </ul>
<b>○目的</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ol>
<b>○対策の考え方</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ol>

**(1) 実施体制****[対処方針の決定]**

- ・ 県及び市は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。

**[緊急事態宣言の解除]**

- ・ 県は、国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には関係機関へ周知する。

「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
  - ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
  - ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合
- などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

**[対策の評価・見直し]**

- ・ 県及び市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、行動計画、マニュアル等の改定等を行う。

**[対策本部の廃止]**

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。
- ・ 県は、政府対策本部が廃止された場合に、県対策本部を廃止する。

**(2) 情報提供・共有**

**[情報提供]**

- ・ 引き続き、最新の情報の収集に努める。
- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ①小康期に入ったことを県民に周知するとともに、流行の第二波に備え、県民への情報提供と注意喚起を行う。
  - ②メディア等に対し、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。

**[情報共有]**

- ・ 県は、インターネット等を活用し、国や関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を維持する。

**[相談窓口の縮小]**

- ・ 県及び市は、国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

**(3) まん延防止に関する措置**

- ・ 未発生期の記載を参照。

**(4) 予防接種**

**[予防接種]**

- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

- ・ 国、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

**(5) 医療****[医療体制]**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ・ 国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。
  - ・ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

**[抗インフルエンザウイルス薬]**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ・ 国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、医療機関に周知する。
  - ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、必要に応じて追加備蓄等を行う。
  - ・ 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

**(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保****[事業者の対応]**

- ・ 県は、必要に応じ、食料品・生活関連物資等の事業者に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

**[県民・事業者への呼びかけ]**

- ・ 県は、必要に応じ、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

**[要援護者対策]**

- ・ 必要に応じ、引き続き、要援護者対策を実施する。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]****①業務の再開**

- ・ 県は以下のとおり実施する。
  - ・ 県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

- ・ 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

②緊急事態に関する融資

- ・ 県内感染期の(6) [緊急事態宣言がされている場合の措置]⑪の記載を参照。

③緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 県、市、指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。

---

---

## 東金市新型インフルエンザ等対策行動計画

---

平成26年 9月

発 行 東金市  
企画・編集 東金市 市民福祉部 健康増進課  
〒283-0005  
千葉県東金市田間421番地  
ふれあいセンター（東金市保健福祉センター）

---

---

